

科学技術の振興及び 成果の社会への還元に向けた 制度改革について (フォローアップ概要案)

平成20年4月16日

基本政策推進専門調査会

制度改革ワーキング・グループ

制度改革の概要①

① 科学技術の振興上障害となる制度的隘路の解消

オープンな研究環境を目指す！！

より多くの外国人研究者が日本へ！

海外

1. 優秀な外国人研究者を日本に惹きつける制度の実現

- ・日本は博士7人に1人、米国は4人に1人が外国人

2. 研究者の流動性を高めるための環境整備

- ・研究者の流動性が低い

3. 研究費の公正で効率的な使用の実現

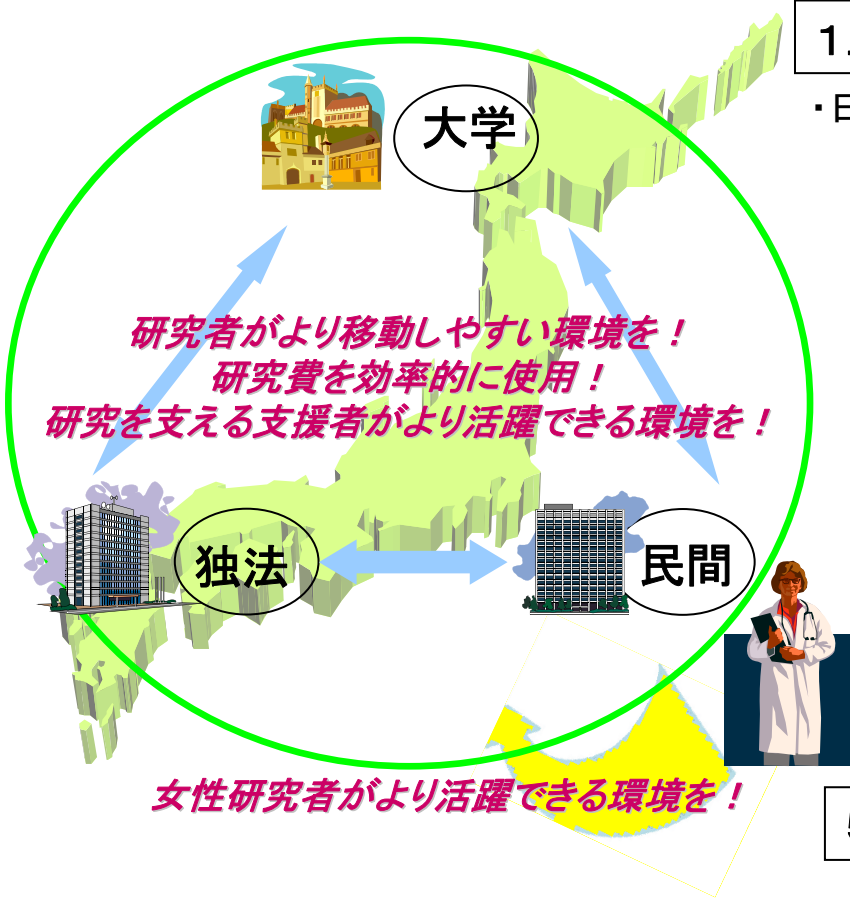
- ・繰越実績が極めて低調

4. 研究支援の強化

- ・研究支援者が日本は研究者4人に約1人、諸外国は1人に約1人

5. 女性研究者の活躍を拡大するための環境整備

- ・女性研究者の比率は日本は米国の約3分の1



制度改革の概要②

②成果の社会への還元を支える制度的な環境の整備

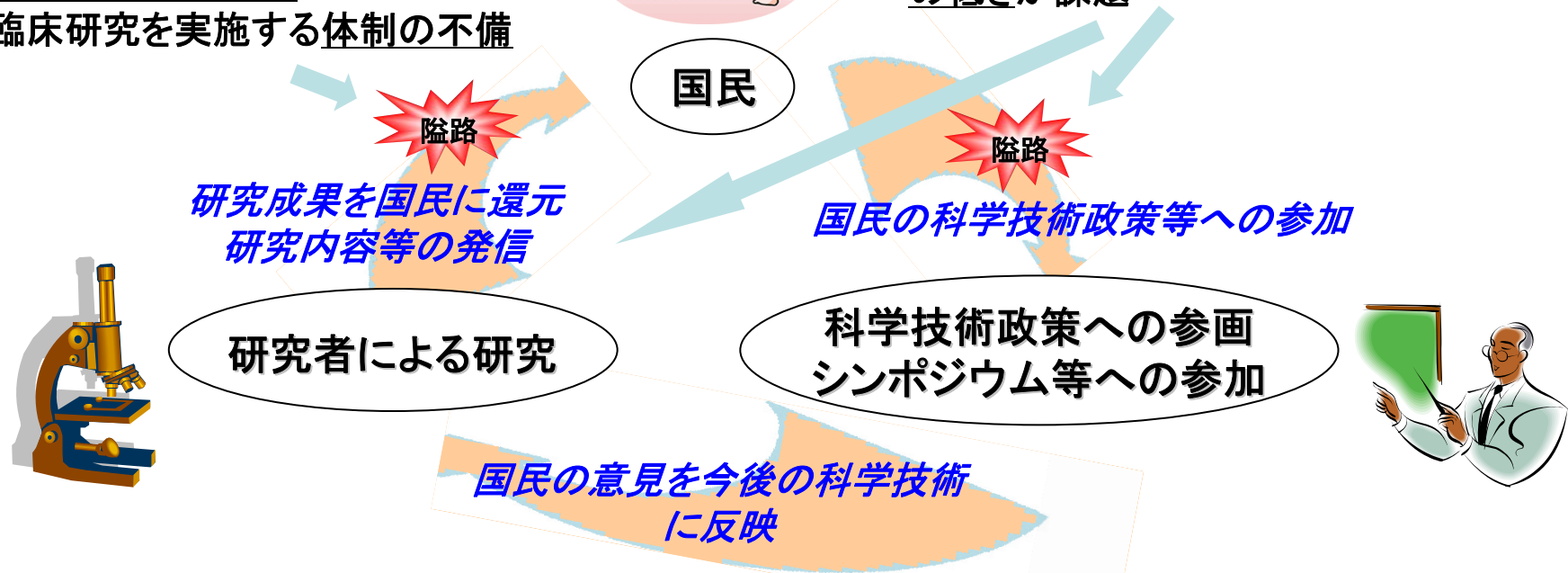
6. 治験を含む臨床研究の総合的推進

- ・世界売上トップ医薬品の約3割が日本では未承認
- ・臨床研究を実施する体制の不備



7. 国民の科学技術に対する理解の増進

- ・国民の科学技術に対する、関心・理解度の低さが課題



- ・1～7について全66の改革事項を提言
- ・各提言について、担当する省庁、検討・結論の期限や実施時期を定めた工程表を作成

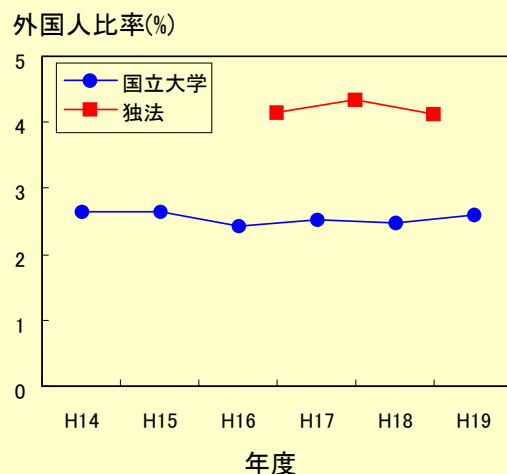
1. 優秀な外国人研究者を日本に惹きつける制度の実現

(改革事項)

- 研究者の在留期間を5年とする入国管理運用の確保
(法務省令が定める在留期間5年の研究機関の指定範囲を拡大)
- 研究者の在留資格に係る手続きの簡素化
(申請・受領における2回の対面手続から、郵送・電子申請等へ) 等

(進捗状況について)【進捗が見られた部分】

外国人教員・研究者の推移



- 在留5年が認められる機関:161機関指定 (H20.3現在)
- 外国人研究者の親へ在留資格を付与 (H19.3.23)
- 社会保障協定締結の加速化を図るため、国内法を整備(H20.3.1施行)

協定発効済 4カ国(独、英、韓、米) (H18. 12)
→7カ国(白、仏、加を追加) (H20. 3)
署名済み(豪、蘭、チェコ)、政府間交渉中(西、伊)

【今後の課題】

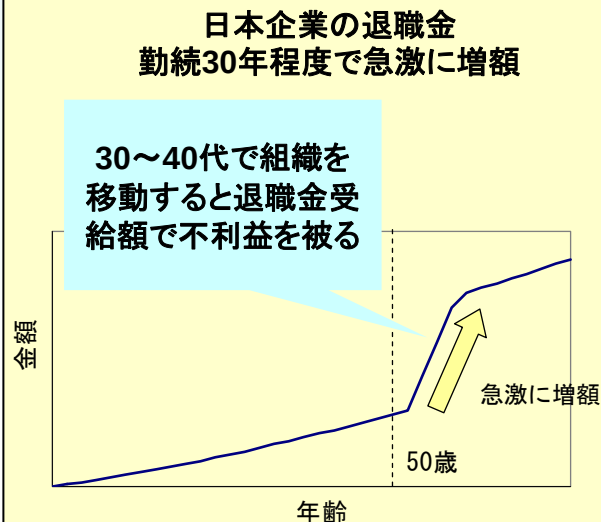
- 郵送・電子申請への移行については、平成20年度までに結論を得るよう検討すべき。

2. 研究者の流動性を高めるための環境整備

(改革事項)

- 退職金前払い制度、年俸制の広範な導入
(移動に伴う不利益の解消、優秀な人材の確保・獲得)
- 大学・独法研究者における兼業、出向、研究休暇制度の整備・活用 等

(進捗状況について)



【進捗が見られた部分】

- 退職金前払い制度、年俸制を導入した機関
理研、物材機構、一部の国立大学等
- 兼業・出向制度の整備
ほぼ全ての国立大学・独法で実施

【今後の課題】

- 大学・独法は年俸制・退職金前払い制度の導入
を検討すべき。
- 国立大学-独法間、独法-独法間の退職金通算
協定締結の拡大も検討すべき。